

－ 建築主及び設計者の皆さまへ －

**事業用大規模建築物を建築する際は、建築確認申請の前に
廃棄物の保管場所の設置届けが必要です。**

(事前協議をお願いしています。予約してから来庁してください)

事業用大規模建築物とは

(横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する規則第6条)

- 1 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗**
- 2 小売店舗のうち、小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が、500㎡を超え1,000㎡以下のもの**
- 3 事業の用に供する部分の延べ床面積が、3,000㎡以上の建築物**

問い合わせ・提出先窓口

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎23階

電話 045-671-3818

FAX 045-663-0125

事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準

制定 平成 5年 4月 1日

改正 平成31年4月26日

第1 目的

この指導基準は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第31条及び第32条、並びに横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第13条、第14条及び第15条に規定する廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置及び届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗については、同法第4条の指針に定めるもののほか、この基準による。

第2 用語の定義

この指導基準における用語の意義は、条例及び規則並びに大規模小売店舗立地法の例による。

なお、この指導基準に定める保管場所とは、廃棄物等を一時的に保管でき、かつ直接収集車に積み込むことのできる場所をいうが、廃棄物等を直接収集車に積み込むことのできない場所に設置する一時的な保管場所については、必要に応じ、この指導基準に準じて指導するものとする。

第3 対象となる事業用大規模建築物

- (1) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第6条に規定する建築物。
- (2) 前項のほか、廃棄物を多量に排出する建築物についても、この指導基準に準じて指導するものとする。

第4 保管場所の設置

保管場所の設置にあたっては規則で定める基準のほか、次の事項について配慮すること。

(1) 一般的基準

- ア 廃棄物の運搬車が安全に運行、停止及び横付けでき、かつ積み込み作業に支障が起らない場所であること。
- イ 駐車禁止等の措置を講ずること。
- ウ 収集作業の安全が確保される場所であること。
- エ 勾配がないこと。
- オ 袋路等の場合は、収集車が容易に回転できること。
- カ 原則として洗浄設備（水栓）、排水設備（排水溝）を設けること。
- キ 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積み換えが容易な構造とすること。
- ク 地下空間等に保管場所を設け、運搬車がスロープ等を使用する場合は、車両規格（車幅・車高・最小回転半径等）を考慮した構造とすること。
- ケ 必要に応じて換気設備を設けること。
- コ 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物が多量に排出される場合は、冷蔵設備を付設すること。
- サ 保管場所は随時整理清掃を行い、適正に管理すること。
- シ 保管場所の設置にあたって建築主は近隣の居住者等の生活環境が損なわれないよう十分配慮すること。

- (2) 再生利用の対象となる廃棄物について
- ア 事業活動に伴って排出される事業系廃棄物は、廃棄物処理の以前に、資源として再生利用できるものは回収するなどして極力減量化に努めること。
 - イ 再生利用等の対象となる廃棄物（紙類・缶・びん・ペットボトル等）の保管場所に表示等を行い、必要に応じて間仕切りを設け、分別した状態のまま保管できるようにすること。
 - ウ 再生利用の対象となる廃棄物の保管場所は、前項の一般的基準のほか、再生利用の対象となる廃棄物の再生利用等が不可能にならないような構造とすること。
- (3) 保管場所の規模
- ア 廃棄物及び再生利用の対象となる廃棄物の保管場所は、別紙1を目安として、各建築物の規模・業種等を十分考慮しながら排出量を予測した上で、適正な規模を定めること。
 - イ 処理施設の休止日（年末・年始を含む）、収集間隔等も考慮して適正な規模を定めること。
 - ウ 粗大ごみの置き場（最低3㎡）及び分別作業のためのスペース（最低2㎡）等も考慮して適正な規模を定めること。
 - エ 特殊な事情により、目安（別紙1）によりがたい場合は、資源循環局と別途協議すること。
 - オ 大規模小売店舗立地法第2条第2項の規定による店舗は、同法第4条に定める指針に基づく廃棄物等の保管容量を確保すること。
- (4) 保管設備
- ア 廃棄物の保管設備（ポリ容器、コンテナボックス等）は、各建築物の規模・業種等を十分考慮しながら排出量を予測し、適正な設備を設置すること。
 - イ 再生利用等の対象となる廃棄物（紙類・缶・びん・ペットボトル等）の保管設備は、排出量を予測し、また、その再生利用等が不可能にならないよう適正に設備を設置すること。

第5 設置の届出

事業用大規模建築物を建設しようとする者は、建築確認申請の前に、あらかじめ「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づく様式を定める要綱」の第2条 第7項で定める「廃棄物保管場所・再生利用等の対象となる廃棄物保管場所設置届出書」（第7号様式）を市長に提出し、資源循環局と事前協議を行う。

附則

この指導基準は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この指導基準は、平成12年5月1日から施行する。

附則

この指導基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この指導基準は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この指導基準は、令和元年5月1日から施行する。

〔別紙1〕 算出根拠 区分表

(新)

区分	分類	廃棄物				資源物	
		予測排出量 原単位	比重	3000㎡当りの 予測排出量		3000㎡当りの 資源物係数	
				重量kg/2日	体積 m ³ /2日	保管場所面積 m ² /3日	
店舗	総合店	0.1	0.15	600	4	4	
	食料品中心のスーパー・飲食店等	0.15	0.2	900	4.5		
	物販中心の店舗・専門店等	0.05	0.15	300	2		
事務所	社員食堂あり	0.04	0.12	240	2	2	
	社員食堂なし	0.03	0.1	180	1.8		
宿泊施設	宴会場あり	0.09	0.15	540	3.6	3	
	宴会場なし	0.06	0.15	360	2.4		
文化施設	展示場、集会場等	0.04	0.15	240	1.6	3	
病院等	診療所、福祉施設	0.05	0.15	300	2	2	
	病院	0.1	0.2	600	3		
学校等	給食施設あり	0.05	0.2	300	1.5	2	
	給食施設なし	0.02	0.15	120	0.8		
駅舎		0.01	0.15	60	0.4	2	
工場	工場・倉庫等	0.04	0.12	240	2	2	
駐車場等		0.005	0.1	30	0.3	1	
その他	娯楽施設・運動施設等	0.04	0.12	240	2	2	

注1) 予測排出量に基づいて保管設備を考慮し、保管面積を計算すること。複合用途は組み合わせて計算すること。

注2) そのほか特殊な事情がある場合は別途考慮すること。

注3) 条例で定める大規模建築物は廃棄物の貯留日数を、休日を考慮して最低2日とすること。

注4) 条例で定める大規模建築物は、資源物の貯留日数を3日分とすること。

注5) 保管場所の設置に当たっては車両進路及び退路、作業員通路、作業場所等を併設すること。

注6) 大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する店舗に係る廃棄物等の保管容量(本基準による予測排出量)の算定は「指針」の定めによること。

なお、大規模小売店舗に併設する小売店舗以外の施設がある場合の予測排出量は、本表によるものと組み合わせて計算し、廃棄物、資源物の貯留日数は、大規模小売店舗立地法で算出した日数に合わせることにする。

注7) 駐車場については、延べ面積に含まれない屋上駐車場についても含めて算出すること。

また、建物外にある駐車場は対象外。

ただし、機械式(タワー式)駐車場は、保管場所算出面積には含めなくてもよい。

(表)

廃棄物保管場所・再生利用等の対象となる廃棄物保管場所設置届出書

年 月 日

(提出先)

横浜市 長

住 所
氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条第2項及び第32条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所		
建 築 主	住所 氏名	電話 ()
設 計 者	住所 氏名	電話 ()
工 事 施 工 者		
建 物 の 名 称		
建 物 の 所 有 者		
廃棄物の保管場所 及び保管設備	保 管 場 所	箇所 m ²
	保管容器の種類・数量	() 個
	自動ごみ積込機・ 貯留機等 (コンテナ・ドラム等)	() 基 箇所 m ² (圧縮装置 有 ・ 無)
	粗大ごみ集積所	箇所 m ²
	そ の 他	(分別作業スペース) m ²

(裏)

再生利用等の対象となる 廃棄物の保管場所	再生利用等の対象となる 廃棄物の種類	
	保管設備及び保管方法	
	保管場所	箇所 m ²
その他の施設・設備		
収集車の通行通路	(公道・私道) 幅	m
洗浄・排水設備	洗浄 箇所 / 排水 箇所	
入居事業所数	事業所	
敷地面積	m ²	
建築物	延べ面積	m ²
	構造	鉄骨造 地下 階・地上 階
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	

次の書類を添付してください。

建築物の案内図、建築物平面図【敷地内収集車使用道路図含】、事業用大規模建築物廃棄物保管場所・資源物保管場所算出根拠、廃棄物保管場所拡大図。それぞれを1冊とし2部提出してください。

○横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(廃棄物の保管場所の設置)

第31条 事業用の建築物を所有する者又は建設しようとする者(以下「建築物所有者等」という。)は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物建設者」という。)は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置)

第32条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

○横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第 13 条 [条例第 31 条第 1 項](#)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
- (2) 廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。

(平 12 規則 111・一部改正)

(廃棄物保管場所等の設置の届出)

第 14 条 [条例第 31 条第 2 項](#)及び[第 32 条第 2 項](#)の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄物保管場所設置届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積
- (2) 建築物の所有者
- (3) 廃棄物の保管場所及び保管設備
- (4) 再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所

(平 17 規則 54・全改)

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置基準)

第 15 条 [条例第 32 条第 2 項](#)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生利用等の対象となる廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
- (2) 再生利用等の対象となる廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
- (3) 再生利用等の対象となる廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。
- (7) 再生利用等の対象となる廃棄物の再生利用等が不可能とならないような構造とすること。

(平 12 規則 111・一部改正)

○届出書及び、提出書類

※建築確認提出前までに協議を終了し、以下の書類を提出してください。

- ① 廃棄物保管場所・再生利用等の対象となる廃棄物保管場所設置届書（第7号様式）
- ② 事業用大規模建築物廃棄物保管場所・資源物保管場所算出根拠
- ③ 建築物案内図
- ④ 平面図（面積表、敷地内収集車使用道路含）
- ⑤ 廃棄物保管場所拡大図

* これらの（①～⑤）書類を1冊とし、**正副2部**提出して下さい。

廃棄物保管場所拡大図（提出書類⑤例）

拡大図記入例別紙添付（次面）

- ・それぞれの保管場所に、寸法を記入して下さい。
- ・高さについては大規模小売店舗立地法に関わる場合に記入して下さい。
- ・分別作業スペースは、資源物を分別するためのスペースです。1箇所だけ離れて計画するのは避けて下さい。
- ・保管場所床面積は有効面積（内面積）で算出して下さい。
（原則として保管場所内に棚を付けた、二段積みの構造にしないこと。）
- ・場合によっては保管場所の立面図の添付をお願いすることがあります。

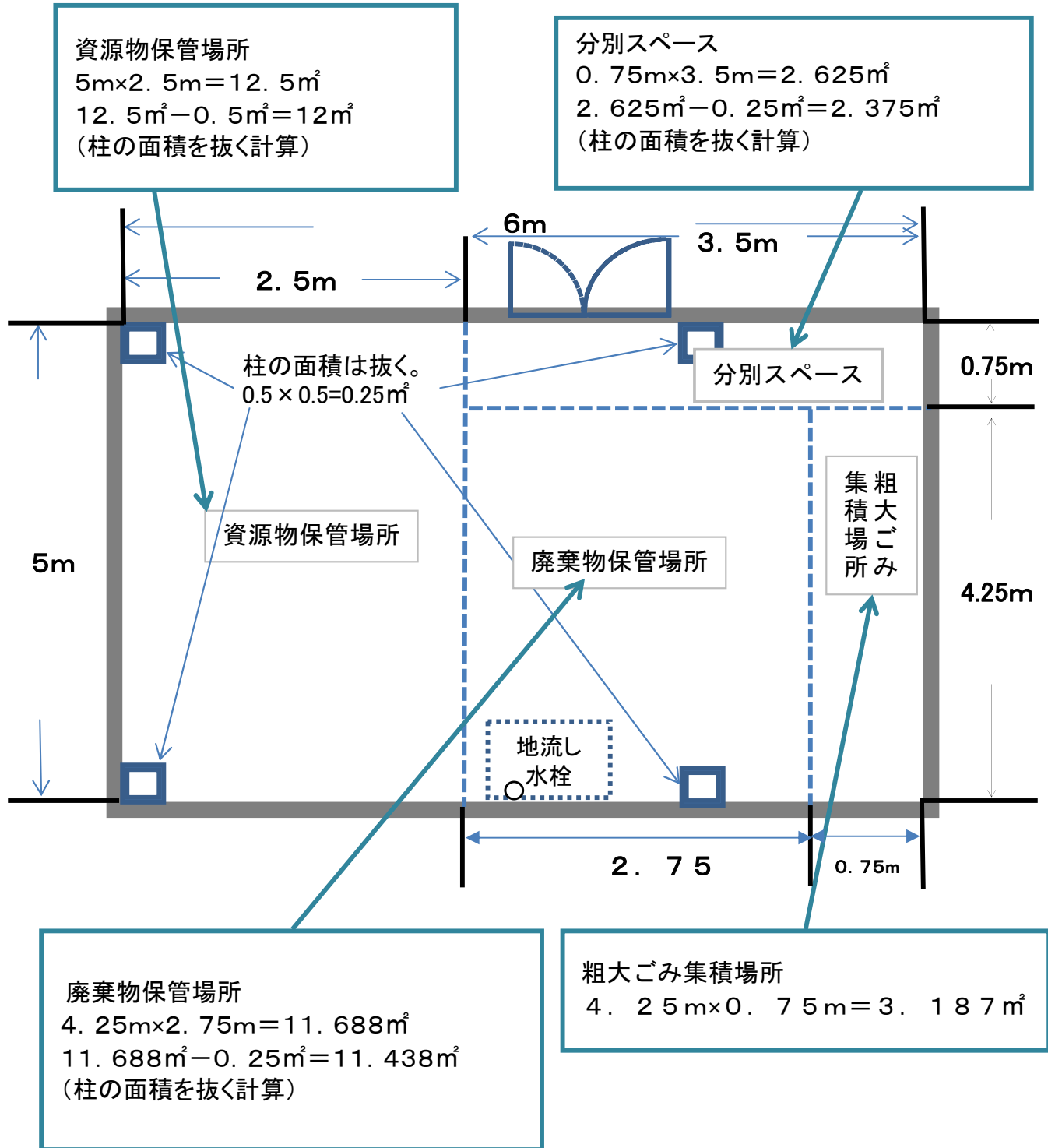
* 建築物の運用が開始されるとき

- ・廃棄物管理責任者選任の届出
- ・減量化・資源化等計画書・廃棄物排出実績と廃棄物処理フロー図の提出などがあります。

○保管場所拡大図記入例

有効面積で算出してください。

注意 柱の面積は抜いてください。



届出書①記入例 (表面)

第7号様式

廃棄物保管場所・再生利用等の対象となる廃棄物保管場所設置届書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 ()

横浜市廃棄物等の減量化及び適正処理等に関する条例第31条第2項及び第32条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	区	
建築主	住所	
	氏名	電話 ()
設計者	住所	
	氏名	電話 ()
工事施行者		
建物の名称		
建物の所有者		
廃棄物の保管場所及び保管設備	保管場所	箇所 ○ m ²
	保管容器の種類・数量	() 個
	自動ごみ積込機・貯留機等	() 基
	(コンテナ・ドラム等)	箇所 m ² (圧縮装置 有・無)
	粗大ごみ集積所	箇所 ○ m ²
その他	(分別作業スペース) ○ m ²	

届出書の提出日を記入

建築主の住所・氏名届出を出して下さい。
* 押印は必要ありません。

ビニール袋・ポリ容器・ボックスなど種類を記入。未定の場合は未定と記入。

廃棄物保管場所の箇所数と面積(m²)を記入

使用しない場合は未記入

粗大ごみ集積場所の箇所数と面積(m²)を記入

分別作業スペースの面積(m²)を記入

注) 表裏の各項目に、記入してください。

届出書①記入例 (裏面)

分別する具体的な品目を記入

例：段ボール・新聞・雑誌・オフィス紙・ミックスペーパー・食品残さ・缶・びん・ペットボトル・廃プラスチック類・金属類・ガラス陶磁器類・古布
(この他にあれば、品目ごとに記入してください例：**廃油**等)
注：太文字の部分はすべて記入する。

段ボール圧縮機・発泡スチロール溶解機など。
設置しなければ未記入。

保管場所へ行くまでの経路。
敷地内を通過して→私道
公道に面している→公道

再生利用等の対象となる 廃棄物の保管場所	再生利用等の対象となる 廃棄物の種類	○		
	保管設備及び 保管方法	○		
	保管場所	箇所	○	
その他の施設・設備				
収集車の通行通路	(公道・私道)	幅	○	■
洗浄・排水設備	洗浄	○	箇所/排水	箇所
入居事業所数				事業所
敷地面積				m ²
建築物	延べ床面積			m ²
	構造	造地下	階・地上	階
工事着手予定年月日		年	月	日
工事完成予定年月日		年	月	日
使用開始予定年月日		年	月	日

古紙専用の棚や、ピンや缶の回収機などを設置する場合に記入。設置しなければ未記入。

資源物保管場所の箇所数と面積(m²)を記入。

清潔保持のため、必ず清掃できるように水栓と排水溝は設置して下さい。

次の書類を添付してください。
建築物案内図、平面図【敷地内収集車使用道路図含む】、廃棄物保管場所拡大図

* 届出書提出後、建物・保管場所面積に変更があった場合は届出書の再提出になります。

※すべての項目に記入してください。

事業用大規模建築物廃棄物保管場所・資源物保管場所算出根拠②（例）

資料の別紙1、区分を記入してください。

1 廃棄物保管場所

(1) 事務所(社員食堂あり)

$$(1500\text{m}^2 / 1000) \times 0.04 \div 0.12 \times 2 = 1.0\text{m}^3$$

$$1.0\text{m}^3 \div 1(\text{H}) = 1.0\text{m}^2$$

(2) 駐車場等

$$(3000\text{m}^2 / 1000) \times 0.005 \div 0.10 \times 2 = 0.3\text{m}^3$$

$$0.3\text{m}^3 \div 1(\text{H}) = 0.3\text{m}^2$$

(1) + (2) = 必要廃棄物保管場所面積

$$1.0\text{m}^2 + 0.3\text{m}^2 = 1.3\text{m}^2$$

記入例

2 資源物保管場所

(1) 事務所(社員食堂あり)

$$(1500\text{m}^2 / 3000) \times 2 = 1.0\text{m}^2$$

(2) 駐車場等

$$(3000\text{m}^2 / 3000) \times 1 = 1.0\text{m}^2$$

(1) + (2) = 必要資源物保管場所面積

$$1.0\text{m}^2 + 1.0\text{m}^2 = 2.0\text{m}^2$$

記入例

実際の
各保管施設面積を記載

	必要保管場所面積	保管施設面積
廃棄物保管場所	1.3m ²	3.0m ²
資源物保管場所	2.0m ²	4.0m ²
分別作業スペース	2.0m ²	3.0m ²
粗大ごみ集積場所	3.0m ²	4.0m ²

* 上記のとおり、廃棄物及び資源物保管場所共に横浜市基準に基づき十分な保管施設計画となっています。

届出書及び、提出書類②の例。

この書式にならって用途ごとに計算し、ご提出ください。また、計算式については次ページ（計算式用）を参照してください。

注) 大規模小売店舗立地法に係る建築物の場合は、別途ご相談下さい。

条例による事業用大規模建築物廃棄物保管場所・資源物保管場所算出根拠(計算式用)

※この算出根拠(計算式用)は、提出書類ではありません。

(提出書類は「事業用大規模建築物保管場所・資源物保管場所算出根拠②(例)」を参考にしてください。)

(1) 保管場所規模の最低基準【別紙1の区分・分類から選び出し、原単位と比重、係数を入れて計算してください】

① 廃棄物保管場所

$$\begin{array}{ccccccc} \text{延べ床面積 千m}^2 & \times & \text{予測排出量原単位} & \div & \text{比重} & \times & \text{2日分} = \text{A m}^3/\text{2日} \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\ \boxed{} / 1000 & \times & \boxed{} & \div & \boxed{} & \times 2 = & \boxed{} \text{ m}^3/\text{2日} \end{array}$$

※ 最低基準(面積)

$$\boxed{} \text{ m}^3/\text{2日} \div 1\text{m(H)} = \boxed{} \text{ m}^2/\text{2日}$$

② 資源物保管場所

$$\begin{array}{ccccccc} \text{延べ床面積 m}^2 & \div & 3,000 & \times & \text{資源物係数} & = & \text{B m}^2/\text{3日} \\ \downarrow & & & & \downarrow & & \downarrow \\ \boxed{} & \div & 3,000 & \times & \boxed{} & = & \boxed{} \text{ m}^2/\text{3日} \end{array}$$

③ 分別作業スペース 2 m²以上

④ 粗大ごみ置き場 3 m²以上

(2) 廃棄物・資源物各保管場所、分別作業スペース、粗大ごみ置き場の設置基準

→ 別紙指導基準参照

(3) 医療機関がある場合

→ 医療系廃棄物保管場所 → 資源循環局事業系廃棄物対策課と別途協議